

町長の裁量権の逸脱・濫用を断罪

職員の停職処分 取り消し訴訟 大阪高裁判決

町長 3月議会の答弁は撤回 朝令暮改「はやめてほしい」

大阪高裁でも敗訴

5月31日、大阪高裁は野瀬町長の訴えを「本件控訴は理由がない」として「棄却」する判決を下しました。

停職3か月の懲戒処分を受けた元職員が「処分の取り消し」を求めて起こした裁判で、大津地裁の「処分取り消し」判決を不服として野瀬町長が大阪高裁に控訴していたもの。

適正・公正手続の無い

不利益処分は違法

判決理由の中で、地方自治法で定められている処分の具体的理由の告知、処分対象職員の聴聞（弁明・主張）の機会を与えることが法に基づいた処分の必須条件ではないと判示した上で、しかし、報酬請求権を喪失させる重大な「つまり給与を受け取る権利を失う 重大な不利益処分」であることから「適正かつ公正な手続き」を実行するべきであったと断罪。町長としての「裁量権の逸脱、乱用があった」というべきであり「とも厳しく批判しています」。

6月3日、議会全員協議会で高裁判決の報告を行った際、最高裁に上告する意向を表明。さらに、3月議会一般質問の答弁を撤回すると発言しました。

これは、高裁で負けた場合、責任の取り方は辞めることかとの山田裕康議員の問いに「議員お見込みの通り」と回答していたもの。これに対し、多くの議員から「朝令暮改」などの厳しい批判が出されました。

上告は税金の無駄使い

他の議員から出された意見は主に次のようなものです。
▼控訴しても勝ち目はないと議員が批判していたもの。最高裁で

もひっくり返らない。

▼税金の無駄使いになる。最高裁に行くのなら、町長のポケットマネーでやるべきだ。

▼弁護士の見解を議会で聞く機会を設定すべきではないか。

▼処分理由の記載なし、弁明の機会を与えていない、というのはいずれも確定した事実だ。それを今後どうしてひっくり返すつもりか。

町長の答弁は重い

上告やめるべき

西澤議員は、行政の最高責任者の答弁 発言を軽々しく考えている、議員への回答が撤回されるようでは、議会での議論は意味を持たなくなる、と厳しく批判。そして、高裁判決では、争点を詳しく判示したうえで「本件控訴は理由がない」と大変厳しい表現で町長の主張を退けている。だから上告はやめるべきだと指摘しました。

ごみの大幅減量へ

「新ごみ処理施設」計画に関し、①CO₂削減と②財政負担軽減のためにもごみの減量は避けて通れないとして、5月24日、荒神山を守る会より次のような請願が提出されました。去る3日、請願者の趣旨説明を受けました。

ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願

請願趣旨で、CO₂削減を正面から取り組む世界の流れを紹介。「その思いは日本、そして滋賀の若者の中にも広がっています」と指摘。その中で、彦根愛知犬上の広域ごみ処理施設建設計画において、大型のごみ焼却炉で大量のCO₂を排出する計画を根本から見直し、抜本的削減（ごみの半減）が不可欠だと呼びかけています。

<請願事項> 甲良町が「2030年までにゴミ半減」など抜本的なごみ減量計画を立てることを求める決議を採択すること。

ご相談・ご要望をどうぞ。

☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123

◎日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

(再録)

6月議会日程

- ◆6日(月) 開会・本会議＝議案上程、一部討論採決、一般質問(木村、丸山、建部、西澤の各議員の順)
- ◆7日(火) 本会議＝一般質問(岡田、山田裕康の各議員の順)
- ◆15日(水) 閉会・本会議＝討論、採決など

※上記いずれも午前9時開会

※西澤議員は6日午後から

どなたも
傍聴できます

甲良民報

2022年6月5日 858号
発行責任：日本共産党甲良町議員
連絡：甲良町在士 373 (西澤)
Tel: 38-4949 Fax: 38-2242